

ひと
女ひと
男

男女が共に生きるメッセージ



パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

デートDVを知っていますか？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは配偶者などから受ける暴力のことですが、最近では、交際中の若いカップルの間で起こる「デートDV」の被害も深刻です。

デートDVの例

- ☐「バカ」「ブス」など、傷つく呼び方をする、侮辱する
- ☐メールをチェックする、行動を監視・制限する
- ☐たたく、物を投げつける、つきとばす、首を絞める
- ☐大声でどなる、ののしる、脅す
- ☐性的行為を強要する、避妊に協力しない
- ☐お金を借りたまま返さない
- ☐付き合っている相手を、自分のものののように扱う



DVやデートDVはケンカではありません。ときに犯罪行為も含む、重大な人権侵害です。

DVやデートDVの被害に悩んでいませんか？また、あなたの周りの人が、加害者や被害者になっていませんか？一人で悩まず、専門の相談機関に相談してください。

DVやデートDV、その他の悩みの相談窓口を紹介します

おごり女性ホットライン	☎092-513-7337 月～金(祝日除く) 午前10時～午後5時
福岡県あすばる女性相談 ホットライン	☎092-584-1266 午前9時～午後5時 金曜(祝日除く)のみ午後6時～8時30分も相談できます(8月13～15日除く)
北筑後保健福祉環境事務所 (DV相談専用電話)	☎0942-34-8111 月～金(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分
福岡県配偶者からの 暴力相談電話	☎092-663-8724 月～金 午後5時～午前0時、土日祝 午前9時～午前0時

※上記は全て、12月29日～1月3日を除きます

※緊急の場合は、最寄りの警察署(小郡警察署☎73-0110)、
または110番に連絡してください

11月12日～25日は女性に対する
暴力をなくす運動の実施期間です

小郡市男女共同参画セミナー・ちょっと気になるセタ人権考座 「新聞記事から見るDV・デートDV」

- ひさし とくくに
●講師 久 知邦さん
(西日本新聞社社会部記者)
- 日時 11月19日(木)／午後7時～8時30分
- 会場 人権教育啓発センター 1階大集会室
- 参加費 無料(申込不要)
- 手話通訳 あり
- 託児申込・問合せ先

託児(無料)を受け付けます

- 対象 生後3か月(首がすわって)～未就学児
- 申込方法 電話、ファクス、Eメールのいずれかで①お子さんの氏名(ふりがな)②お子さんの年齢・性別③住所④電話番号を明記し、申込み
- 申込締切 11月11日(水)／午後5時

企画課男女共同参画推進係☎72-2111内線222 ファクス73-4466 Eメールdanjokyodo@city.ogori.lg.jp